【手数料を納付書で支払う場合】

完成検査申請について

１　製造施設又は火薬庫の設置許可及び変更許可後は、都道府県の完成検査が必要です。

火薬類製造施設又は火薬庫の設置や移転、変更の許可を受けて工事を行ったときは、完成検査を受けて合格しなければ、その製造施設又は火薬庫を使用することはできません。

２　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 完成検査申請書（様式第１４） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | １ | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。** |

４　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○手数料：（新設）**41,000円** （変更）**23,000円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「火薬類関係の申請様式」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「火薬類関係の申請書」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

４　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第１４（規則第４１条、第４２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |

完成検査申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地（電話） |  |
| 製造所又は火薬庫の所在  地（電話） |  |
| 許可年月日及び許可番号 | 年　　月　　　日 第 　　号 |
| 完成年月日 | 年 月 日 |

備考 　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　×印の欄は、記載しないこと。

　　 　３ （　）内は該当する一機関名を記載すればよい。